新旧対照表

| 新【改正後】 | 旧【改正前】 |
| --- | --- |
| 《事業所名》　指定生活介護事業（以下、記載例）第１条　～　第４条　　（略）第５条　事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。（１）営業日　　月曜日から土曜日までとする。ただし、国民の祝日及び12月29日から1月3日までの日を除く。（２）～（４）　（略）　第６条　～　第１７条　（略）　　（削除）第１８条　（略）第１９条　（略）第２０条　事業者は・・・　（以下略） | 《事業所名》　指定生活介護事業（以下、記載例）第１条　～　第４条　　（略）第５条　事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。（１）営業日　　月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日及び12月29日から1月3日までの日を除く。（２）～（４）　（略）　第６条　～　第１７条　（略）第１８条　　事業者は・・・第１９条　（略）第２０条　（略）（新設）（以下略） |